

番号	3
項目	<u>養護教諭等の業務にかかわって教育委員会が対策マニュアル等を通知する場合は、その内容が無理なく実施できるだけの教職員の増員ならびに施設・設備の整備、必要物品の支給を速やかに行うこと。</u>
<p>(回答) (下線部のみ回答)</p> <p>「学校園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」に基づき感染防止対策を実施するため必要な物品として、来校者や学校医、教職員等の手指消毒用アルコール等の配付を行っています。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 保健体育担当 保健体育グループ

番号	4
項目	<p>中学校の心臓2次検診が土曜日に実施され、<u>当該養護教諭が休日の勤務となるなど大きな負担となっている。これについて、平日実施とする等、負担軽減のために必要な措置をとること。</u></p>
<p>(回答) (下線部のみ回答)</p> <p>休日の勤務につきましては、職員の健康保持の観点から、原則として同一週内の振替を基本としつつ、これにより難しい場合は、4週間前から8週間後までの期間において、振替を可能としております。</p> <p>また、教育職給料表の適用を受ける教育職員で、かつ、やむを得ない場合に限り、4週間前から16週間後までの期間において振替を可能としております。</p> <p>休日の勤務については、教職員の負担を軽減する観点から、あらかじめ振替先を指定するなど振替日を確保し、適切な制度の運用を行うよう、引き続き学校園への周知に努めてまいりたいと存じます。</p>	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当

番号	6
項目	<p>就学時健康診断は、校医との日程調整や準備・運営・片づけ・事務処理などの業務全般について、<u>養護教諭等の大きな負担となっている。これらについて、抜本的に解決をはかること。</u></p>
<p>(下線部のみ回答)</p> <p>就学時健康診断については、業務が養護教諭等の大きな負担とならないよう、教職員全体の共通理解のもと、協力して実施していただけるよう各学校長にお願いをしております。</p> <p>今年度につきましても、新型コロナウイルス感染の状況下をふまえ、「学校園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」の「健康診断時の感染症対策についての留意事項」に準じた対応をお願いしているところでございます。</p> <p>今後の実施方法につきましては、教育委員会の責務として、就学時健康診断がより円滑に実施できるよう検討してまいります。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 保健体育担当 保健体育グループ

番号	8
項目	<p>養護教諭の再任用制度について、雇用と年金の確実な接続を図るとともに、希望する勤務形態を尊重すること。特に短時間勤務の職域について検討するとともに、フルタイムの勤務についても職責に応じた制度となるよう必要な措置を講ずること。</p>
<p>(回答)</p> <p>養護教諭が再任用を希望する場合には、定年退職日の翌日から公的年金の報酬比例部分の支給開始年齢に達するまでの間、フルタイム勤務により再任用をしております。</p> <p>養護教諭については、その職務の性質上、原則としてフルタイムでの勤務を想定しており、短時間勤務者のみによる学校園配置は困難と考えております。</p> <p>よって、再任用短時間勤務の導入については、複数配置校に限定するなど、配置の手法について検討してまいりたいと考えております。</p>	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当